

標 題：

縦強度関係改正規則の適用

# NK テクニカル インフォメーション

No. 61

昭和62年 6 月30日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昭和62年 6 月30日規則第13号及び同日達第16号により、鋼船規則及び同検査要領の一部改正が同年 9 月 1 日より施行されることになりましたが、このうちC編及びCS編の改正規則（ただし、C編1.2.5 及び26.1.2を除く。）（以下「新規則」という。）は、船舶所有者の申出がある場合には、弊会の承認を得て、施行日前に登録検査の申込みがあった船舶についても適用が可能です。

つきましては、新造船については建造造船所を通じて、また、就航船については、下記事項をご参照のうえ、必要書類を添えて弊会へお申込み下さい。

記

## 1. 適用対象船舶

昭和60年 8 月 1 日以降製造中登録検査の申込みのあった船舶、またはこれと同程度の船令とみなされる製造後登録検査を受けた船舶で、当該船舶が現状良好である（船体構造に関する指定事項がなく、縦強度上問題となるような損傷（たとえば、ハッチコーミングのCrack など）がない。）ことを臨時検査により確認されたものに原則として適用する。

## 2. 申込みに必要な書類等

- (1) 申込み書（船舶所有者、船名、船積国、船級番号、申込み事項等を記載したもの）
- (2) 臨時検査の検査報告書（写）
- (3) 記載事項変更済のローディングマニュアル（承認用）  
ただし、変更必要箇所は次のうち、必要な箇所
  - (a) 積付け上の注意事項
  - (b) 静水中の縦曲げモーメント及び静水中のせん断力の許容値並びに許容応力  
（(4) により新規則を満足することを確認する必要がある。）
  - (c) 貨物の偏積による船体の振りモーメントの許容値
  - (d) 標準積付け状態（新たに追加されたもの等）
  - (e) 標準積付け状態と異なる積付けをする場合の縦強度計算法
  - (f) 貨物の偏積による振りモーメント計算法
- (4) 新規則を適用して計算された縦強度計算書（新たに追加された積付け状態のMs、Fs及び必要な位置の船体横断面の断面係数等を含むもの）、構造部材計算書及び許容値計算書等

